

「なぜ私が？」突然の個別指導に備えよう！

【話題提供】

① 歯科個別指導帯同経験と法的問題点を語る：
神戸花くま法律事務所 野田倫子弁護士

② カルテ記載のルールと主な新点数のおさらい
高額療養費制度の変更点も解説：
協会歯科社保講師陣

11月11日(日)14:00～16:30 会員参加無料

会 場 **兵庫県保険医協会会議室** (JR・阪神「元町」駅東口から南へ徒歩7分)

協会歯科部会は、上記の通り歯科会員懇談会を企画しました。改定毎に複雑になるカルテ記載。10月診療分からレセプト摘要欄記載も文字入力でなく「レセプト電算処理システム用コード」の選択となります。今回は日常のカルテ記載のポイントや新点数の主要な点についても疑義解釈をまじえて解説します。また、神戸花くま法律事務所の野田倫子弁護士に個別指導の帯同経験と、知っておきたい法的な観点、問題点等についてお話し頂きます。

今回の4月改定は、歯科初診料・再診料に感染対策の施設基準が設けられ、わずかな引き上げの改定が10月1日に延期され、届出しなければ改定前より初診料で8点も引き下げる。施設基準だらけの改定内容に、怒りの声が寄せられています。歯科部会はこの2年間、県民から寄せられた1万筆の署名提出や、保団連・近畿ブロックとして7回にわたり不合理是正を求めて厚労省要請を重ね、多くの改善を得ましたが、協会は今後も粘り強く「みんなでストップ！患者負担増」署名の取り組みや県選出全会派国会議員要請、厚労省要請等を続けていきます。現場の声を国に届けます。ご意見をお寄せ下さい。

行政指導においては、兵庫の歯科で今年3月に初めて更新時集団指導が、改定時集団指導と同日に実施され、高点数理由の集団的個別指導も9月に240人を対象に実施されました。特に懇切丁寧な教育的指導であるはずの新規指導での「再指導」結果は改善すべきです。

歯科会員懇談会にぜひ多数ご参加下さい。参加対象は、協会会員の先生ご本人のみとさせていただきます。未入会の先生はご入会の上ご参加下さい（入会金なし、月会費は歯科開業医5000円、勤務医3000円）。

お問い合わせは兵庫県保険医協会歯科部会まで TEL078-393-1809 FAX078-393-1802

兵庫県保険医協会 歯科社保・指導対策 歯科会員懇談会（11/11）参加申込書

医療機関名 所在地 市・区・町

電話 FAX 会場地図： 要・不要

参加者氏名 ★ご質問や不合理是正要求等ご意見お寄せ下さい。